

連結財務諸表作成の基本となる事項

三菱商事株式会社

1. 準拠する会計基準

当社の連結財務諸表は、米国において一般に認められている会計原則に基づき作成しております。

尚、米国会計基準と本邦会計基準との主要な差異は、以下の通りです。

- (1) 有価証券についての評価
- (2) 有形固定資産の直接減額方式による圧縮記帳（圧縮記帳がなかったものとして処理）
- (3) 金融派生商品（デリバティブ）及びヘッジ会計に関する処理
- (4) 年金及び退職給付会計（積立不足の内、必要額を貸借対照表上、負債及びその他の包括損益に計上）
- (5) 企業結合会計、暖簾及びその他の無形固定資産に関する処理

2. 連結範囲及び持分法適用の状況

(1) 連結対象会社

| | 2006年3月末 | 2005年3月末 | 増 減 |
|-----------|----------|----------|-----|
| 連結子会社 | 365 | 366 | 1 |
| 持分法適用関連会社 | 185 | 143 | 42 |
| 連結対象会社合計 | 550 | 509 | 41 |

注）連結対象会社数には、当社が直接連結経理処理を実施している会社のみ含めており、子会社が連結経理処理している関係会社（2006年3月末453社、2005年3月末405社）はその数から除外しております。

(2) 連結対象会社の異動状況

連結子会社：[新規] 明治屋商事、エムシー・マーチャントサービス、ムラカワ（持分法適用関連会社より区分変更）ほか全41社
 [除外] TRINITY GAS RESOURCES、NBL IMMOBILIEN ほか全42社

持分法適用関連会社：[新規] かどや製油、ライフコーポレーション、ELECTRICIDAD AGUILA DE TUXPAN（連結子会社より区分変更）ほか全56社
 [除外] 新東亜交易ほか全14社

3. 子会社決算期変更に関する事項

当社は、適正な期間損益を連結財務諸表に反映させるため、3月決算以外の子会社について決算期を3月に変更しています。なお、期間比較性の確保の観点から、決算期変更子会社の12ヶ月を超える期間損益は資本勘定に直入しています。その結果、「利益剰余金」が2,526百万円増加し、「累積その他の包括損益 - 税効果後」が645百万円増加致しました。

4. 新会計基準の適用

当社は、2005年7月1日より米国財務会計基準審議会基準書（以下「基準書」）第123号（2004年改訂）「株式に基づく支払」の適用を開始しました。本基準書は、基準書第123号「株式に基づく報酬の会計処理」を改訂し、会計原則審議会意見書第25号「従業員に発行する株式の会計処理」を廃止するもので、株式に基づく支払いを所定の権利行使期間にわたって費用計上することを規定しています。限定的な例外を除き、報酬費用は、権利付与日の公正価値に基づき算定されます。また負債見合で計上される報酬については、その後決済日までの各会計期間において再測定されます。当基準書の適用に伴う、当年度の当社の業績及び財政状態に与える影響は軽微です。

5. 偶発債務

連結会社は、電極取引に関連し、米国において電極メーカーであるユカール・インターナショナル社（現社名：グラフテック・インターナショナル社）から民事訴訟を提起され、4億6百万米ドル及び金利について損害賠償請求を受けておりましたが、当年度に米国連邦裁判所による同社の訴え却下の決定が確定し終了致しました。

また、米国及びカナダにおいて、電極需要家から提起された複数の民事訴訟は、そのほとんどが和解に至っております。当社としては、現在係争中の事件の進展により、仮に連結会社が債務を負うことになったとしても、その額が連結会社の業績及び財務状態に重要な影響を与えることはないと考えております。